

令和2（2020）年度 豊橋市保育料徴収額表

階層区分		世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)							
			3歳未満児 (0~2歳児クラス)		3歳以上児 (3~5歳児クラス)		満3歳以上児					
			保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定					
			標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費				
1	生活保護世帯	-	0	0								
2	市町村民税 所得割非課税世帯	-	0	0								
3	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500	0	0	0					
		その他の世帯	10,900 (5,450)	10,000 (5,000)								
4-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500								
		その他の世帯	15,700 (7,850)	14,800 (7,400)								
4-2	57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				【ひとり親世帯等】 … 0				
		その他の世帯	15,700 (7,850)	14,800 (7,400)				【その他の世帯】 ・第1子、第2子 … 実費 ・18歳未満第3子以降 … 0 ・同時在園第3子以降 … 0				
5-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				0	0	0		
		その他の世帯	22,200 (11,100)	20,900 (10,450)								
5-2	77,101円以上 116,000円未満	-	22,200 (11,100)	20,900 (10,450)							・第1子、第2子 … 実費	・第1子、第2子 … 実費
6	116,000円以上 163,000円未満	-	30,300 (15,150)	28,600 (14,300)							・18歳未満第3子以降 … 0	・18歳未満第3子以降 … 0
		-	39,000 (19,500)	36,900 (18,450)	・同時在園第3子以降 … 0	・同時在園第3子以降 … 0						
8	209,000円以上 340,000円未満	-	48,000 (24,000)	45,600 (22,800)								
		-	53,000 (26,500)	50,400 (25,200)								
10	397,000円以上	-	58,000 (29,000)	55,200 (27,600)								

1. 階層区分認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。（教育認定は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します。）
2. この表の年齢区分は、クラス年齢によるものとします。（年度途中は年齢区分の変更を行いません。）
※3歳未満児：平成29年4月2日以降に生まれた児童
3歳児以上児：平成26年4月2日～平成29年4月1日に生まれた児童
3. 同一世帯から他の保育園、認定こども園、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入園の場合、2人目は（ ）内の額、3人目以降は無料となります。
4. 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（4階層の一部まで）の世帯は、カウントする子の年齢に関係なく、世帯の2人目は（ ）内の額、3人目以降は無料となります。
ただし、カウントする子は保護者と生計が同一の場に限りです。
5. 18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目は（ ）内の額、3人目以降は無料となります。
6. 次の世帯（ひとり親世帯等）について、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯の1人目の徴収額は、各階層の「ひとり親世帯等」の額、2人目以降は無料となります。
 - 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
 - 母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
7. 上記3～6に該当する世帯については、各々の児童に最も有利となる取扱いによる徴収額とします。
8. この表の市町村民税所得割課税額は、4月から8月分までは令和元年度分、9月分以降は令和2年度分を適用します。（配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使います。）
また、非婚のひとり親家庭に対し、申請に基づき寡婦（夫）控除をみなし適用します。
9. 副食費 国の免除と市の軽減について
副食費は実費を施設が徴収しますが、以下に該当する場合は無料となります。実費は施設により異なります。
 - （国の免除）
 - ① 保育認定における市町村民税所得割額 57,700 円未満（4階層の一部まで）の世帯、教育認定における市町村民税所得割額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯は、副食費が無料となります。
 - ② 「ひとり親世帯等」について、保育認定における市町村民税所得割額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯は、副食費が無料となります。
 - ③ 同時在園児3人目以降は副食費が無料となります。（教育認定は、小学校1～3年生までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。）
 - （市の軽減）

上記国の免除に該当しない、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の副食費は無料となります。（申請が必要となります。）